

令和4(2022)年度運営指導の結果について

【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

○設備に関する事項について

| | |
|---|--|
| 1 | オムツの保管について、トイレに記名されたオムツがそのまま見えるように収納されていた。他の利用者への配慮もあるため、目隠しを設置すること。 |
| 2 | 利用者用トイレにおいて、入所者の手に届く場所に洗剤が置かれていた。誤飲・誤食の原因になるので、扉のついた棚や手の届かないところ等に保管すること。 |
| 3 | 冷蔵庫について、賞味期限切れの食品が保存されていた。内容をよく確認し、不必要なものがあれば廃棄すること。 |
| 4 | 苦情箱を備えていなかった。利用者やその家族からの苦情や意見を積極的に収集できるよう、備えること。 |

○人員に関する事項について

| | |
|---|---|
| 1 | 看護小規模多機能型居宅介護の看護師の配置について、1日の人員配置基準を満たしていない日があった。人員基準に適合するよう適切に人員を配置すること。 |
| 2 | 従業者の勤務状況について、タイムカードの打刻と勤務実績に差異が見られたため、適切に修正すること。(欠勤等で勤務が変更になった際は、実績に基づき、勤務変更後のシフト表を作成する等、実績を把握できるよう整理すること。) |
| 3 | 連続して夜勤をしている職員がいた。職員の心身の負担を考慮し、連続して夜勤とならないようにシフトを組むこと。 |

○運営・報酬に関する事項について

| | |
|----|--|
| 1 | 事業所内に重要事項説明書を掲示していなかったため、掲示すること。 |
| 2 | 運営規程及び重要事項説明書において、利用者の負担割合が1割となっていた。1～3割に変更すること。 |
| 3 | 重要事項説明書及び契約書において、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第102条に基づき、5年間に修正すること。 |
| 4 | 報酬改定後の料金変更に係る同意書において、説明日及び説明者欄の記入が漏れていたため、適切に修正すること。 |
| 5 | 利用者の利用実績について、ケア記録及び業務日誌に記載された食事の回数と請求書に記載された食事の回数に相違があったため、自己点検し適切に修正する等対応すること。 |
| 6 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならないが、定めていなかった。数件の医療機関へ交渉した経緯の記録はあったが、直近での改善への取組が確認できなかった。医療機関との連携は、利用者の健康管理、ひいては命にも関わる重要なものであるため、確実に改善すること。 |
| 7 | 運営推進会議を書面開催していたが、議事録を作成していなかった。運営推進会議の報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。 |
| 8 | パンフレットに記載されている定員が現行と相違があったため、適切に修正すること。 |
| 9 | 科学的介護推進体制加算では、「必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、厚生労働省(LIFE)へ提出した利用者の心身の状況等に係る基本的な情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること」が算定要件とされているが、要件を満たすことが分かる記録が指導日当日に提示がなかった。利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、計画、実行、評価及び改善のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めること。 |
| 10 | 総合マネジメント体制強化加算では、厚生労働大臣が定める基準(大臣基準告示第56号)において「利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第七十七条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。)の見直しを行っていること」が算定要件とされているが、要件を満たすことが分かる記録が指導日当日に提示がなかった。新たに資料を作成することは要しないが、どの活動が算定要件を満たすか理解し、客観的に算定要件を満たすことが分かるように記録を残すこと。 |

○ケアプランに関する事項について

| | |
|---|--|
| 1 | 居宅サービス計画書第2表について、「長期目標」と「短期目標」が同じ期間になっているものがあった。目標は必ずしも同じ期間ではいけないものではないが、通常、「ニーズ」の達成は段階的に行われるものと考えられることから、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」として明確化し、具体的かつ分かりやすい表現とし、目標達成のために必要な期間を適切に設定するよう検討すること。 |
| 2 | 居宅サービス計画書第3表について、「主な日常生活上の活動」の記載が漏れていた。利用者の起床や就寝、食事、排泄など主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係が分かるよう、記載を行うこと。 |
| 3 | 居宅サービス計画書第4表について、一部出席者の職種の記載が漏れていたため、兼務状態も含め適切に記載を行うこと。 |
| 4 | 居宅サービス計画について、援助内容や頻度について、生活行為の回数や基本的な動作の数値を使うなど、より具体的に客観的評価ができる指標を用いることが望ましい。例えば清潔を保つための入浴について実施回数や実施方法を評価できるように、具体的に目標に盛り込むよう検討すること。 |

○他事業所の規範となる事項について

| | |
|---|--|
| 1 | 介護職員のうち無資格者について、令和6年3月31日までの経過措置となっている認知症介護基礎研修の受講が完了していた。 |
| 2 | コロナ禍においても、地域交流を積極的に図り、良好な関係を築いていた。 |
| 3 | ボランティア活動に積極的に取り組むなど、地域との関係づくりに努めていた。 |
| 4 | 運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。 |